

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年7月9日(2009.7.9)

【公表番号】特表2008-546471(P2008-546471A)

【公表日】平成20年12月25日(2008.12.25)

【年通号数】公開・登録公報2008-051

【出願番号】特願2008-518180(P2008-518180)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 4 1 0 R

A 6 1 M 25/00 4 0 5 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年5月22日(2009.5.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血管疾患を治療するシステムであって、

張出した先端部が設けられたカテーテルを備え、前記張出した先端部は、前記張出した先端部の周囲部にまわりに分布して配置された複数の灌注ポートを含んでおり、

前記システムは、さらに、

前記張出した先端部に配置された発光コイルを備え、前記発光コイルは、前記張出した先端部と同軸であり、前記複数の灌注ポートは、前記発光コイルのループとループとの間に間隔を隔てて配置されており、

前記システムは、さらに、

前記張出した先端部より近位で前記カテーテルに配置されている第1膨張可能部材と、ガイドワイヤと、

前記ガイドワイヤの遠位部に配置されている第2膨張可能部材と、  
を備えることを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記カテーテルは、膨張管腔と、流体搬送管腔と、ガイドワイヤ管腔とを有していることを特徴とする、請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記カテーテルは、膨張管腔と、流体搬送・ガイドワイヤ管腔とを有していることを特徴とする、請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記灌注ポートは、少なくとも1個の流体供給源と流体連絡状態にあることを特徴とする、請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

前記流体供給源は光開始剤の供給源であることを特徴とする、請求項4に記載のシステム。

【請求項6】

前記流体供給源はプレポリマーの供給源であることを特徴とする、請求項4に記載のシステム。

**【請求項 7】**

前記流体供給源は洗浄液の供給源であることを特徴とする、請求項4に記載のシステム。

**【請求項 8】**

前記発光コイルは光源に動作可能に接続されていることを特徴とする、請求項1に記載のシステム。

**【請求項 9】**

前記発光コイルは光ファイバーの遠位部の中まで形成されていることを特徴とする、請求項1に記載のシステム。

**【請求項 10】**

前記ガイドワイヤには膨張管腔が設けられていることを特徴とする、請求項1に記載のシステム。

**【請求項 11】**

血管疾患を治療するシステムであって、  
治療部位よりも近位で血管を閉塞するカテーテル手段と、  
治療部位よりも遠位で血管を閉塞するガイドワイヤ手段と、  
治療部位に流体を搬送する手段と、  
前記カテーテル手段の張出した先端部の遠位の外面に配置された螺旋状経路に沿って治療部位を光に曝す手段とを備え、  
前記治療部位に流体を搬送する手段は、前記螺旋状経路に沿って治療部位を光に曝す手段の間に螺旋状に配置されている、  
ことを特徴とするシステム。

**【請求項 12】**

血管疾患を治療するシステムであって、  
張出した先端部が設けられたカテーテルを備え、前記張出した先端部は、前記張出した先端部の周囲部にまわりに分布して配置された複数の灌注ポートを含んでおり、  
前記システムは、さらに、  
前記張出した先端部の外側周囲部の周りに分布して配置された複数の細長い発光部材を備え、前記複数の灌注ポートは、前記複数の細長い発光部材の間に配置されており、  
前記システムは、さらに、  
前記張出した先端部よりも近位でカテーテルに配置されている第1膨張部材と、  
ガイドワイヤと、  
前記ガイドワイヤの遠位部に配置されている第2膨張部材と、  
を備えることを特徴とするシステム。

**【請求項 13】**

前記ガイドワイヤには膨張管腔が設けられていることを特徴とする、請求項12に記載のシステム。